

住宅ローンをご利用になるお客さまへ もしもの時の家族の安心のために…。明日の安心のために…。 しんきんグッドサポートがローン返済をサポートいたします。



しんきんグッドサポートの特長…

- 30日を超える病気やケガによる入院等※の場合に、保険金をお支払いします。
※入院されていない場合についても、病気・ケガの性質、現在の症状等から就業障害と判断される期間については、保険金をお支払いします。
- 一般社団法人全国信用金庫協会が保険契約者となる団体契約ですので、団体割引を適用した割安な保険料でご加入いただけます。
- 1回の入院に対して、補償期間を限度に保険金をお支払いします。
- お支払いする保険金により、ローンの返済をサポートします。
※保険金額(保険金月額)は、入院期間1か月あたり、年間返済予定額(ボーナス返済分を含みます。)÷12の額となります。
※保険金額(保険金月額)は、就業障害開始前12か月の平均月間所得額または50万円のいずれか低い額が限度となります。
- 保険金をお支払いする対象期間中に保険料の払込日が到来した場合は、保険料の払込が免除されます。
- 天災補償特約付きですので、地震・噴火・津波などの天災事故の場合のケガによる就業障害も補償します。

「しんきんグッドサポート」のイメージ

30日を超える病気やケガによる入院等の場合に、補償期間を限度として保険金をお支払いします。
※入院されていない場合についても、病気・ケガの性質、現在の症状等から就業障害と判断される期間については、保険金をお支払いします。

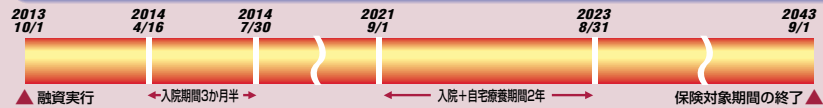


*「しんきんグッドサポート」は、債務返済支援特約付帯団体長期障害所得補償保険の愛称です。

保険金のお支払い例

■ご契約の条件

ローン返済予定額	・ローン返済期間30年		保険金月額(※)	・保険金額＝年間返済予定額÷12 ＝1,200,000円÷12＝100,000円	
	・毎月返済額	60,000円×12か月			＝ 720,000円
	・ボーナス返済額	240,000円×年2回 (ボーナス返済月は6月と12月)			＝ 480,000円
	・年間返済予定額				＝ 1,200,000円



骨折により2014年4月16日～7月30日の3か月半入院

- 2014年4月16日～5月15日(30日) 免責期間のため0円
- 2014年5月16日～7月30日(2か月と15日) 保険金月額×2.5か月分＝100,000円×2.5か月分

保険金合計額 250,000円

くも膜下出血により2021年9月1日～2022年8月31日の1年間入院
2022年9月1日～2023年8月31日の1年間医師の指示により自宅療養

- 2021年9月1日～9月30日(30日) 免責期間のため0円
- 2021年10月1日～2023年8月31日(1年11か月) 保険金月額×23か月分＝100,000円×23か月分

保険金合計額 2,300,000円

「しんきんグッドサポート」の補償内容

- 保険対象期間: 融資実行日または加入承諾日のいずれか遅い日からローン完済月の初日まで(ただし、脱退・失効事由に該当した場合は、当該脱退・失効事由の保険責任の終了日まで)
※脱退・失効事由は「契約概要のご説明」の「3. 脱退・失効となる場合(脱退事由・失効事由)」を参照してください。
- 補償期間: 1回の事故につき、本パンフレット表紙右上の「補償期間」を限度
- 免責期間: 30日
- 保険金額: 保険金額＝「年間返済予定額(ボーナス返済分を含みます。)」÷12の額
※保険金額(保険金月額)は、就業障害開始前12か月の平均月間所得額または50万円のいずれか低い額が限度となります。

「しんきんグッドサポート」の保険料のお支払い

- 加入時: 加入時においては、加入時から最初に到来する10月1日までの期間に対応する保険料を、窓口振込によりお支払いいただけます。
- 2回目以降: 2回目以降の保険料(1年間分の保険料)は、毎年12月26日に、ローン返済口座よりお引き落としさせていただきます。
- ※ローン返済額を変更された場合は、保険料も自動的に変更させていただきますのであらかじめご了承ください。
※保険料率につきましては毎年見直しを行いますので、ローン返済額に変更がない場合であってもお支払いいただく保険料が変更されるときがあります。あらかじめご了承ください。

「しんきんグッドサポート」のご加入について

- ① 満18歳以上、満70歳以下の方
- ② 残存返済期間が1年以上の方
- ③ 健康状態の良好な方
- ④ 一定の職業に従事する給与所得者、事業所得者等の方
- ⑤ 保険会社により加入を承諾された方
- ご加入の審査について:
 - 告知事項1～4において、いずれも「なし」と記入された方
→書類に不備がなければそのままご加入いただけます。
 - 告知事項1～4において、いずれか「あり」と記入された方
→加入可否について後ほどご連絡いたします。
(内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。)
- ※告知に際し、事実を記入されなかったり、事実と相違する内容を記入されますと、ご契約を解除させていただくことがあります。その場合、すでに発生している就業障害について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- ※共済火災または代理店は告知受領権を有しています。